

事業実施・助成ガイドライン細則 4 申請にかかる措置

(申請書の提出)

第1条 事業を実施しようとする加盟団体（以下、「申請団体」とする）は、要領6「申請書類一覧」に定める申請書一式を事務局に提出する。

(事業の主体性の確保)

第2条 申請団体は、申請にあたり以下により事業の主体性を確保しなければならない。

- ・事業計画の立案当初から、申請団体が主体的に関わる。
- ・職員ないし、それに準ずる申請団体として事業執行に責任ある判断を下せるスタッフを現地に派遣する。必要に応じて、派遣前に申請団体での事前研修を実施する。
- ・予算の執行承認権を確保し、現地雇用スタッフについてもその人事権を確保する。必要に応じて、現地提携団体とMOUを締結する。

(事業案件審議方法)

第3条 初動・即応案件は迅速に対応する必要があるため、事業案件に関わる審議方法は以下のとおりとする。

下記対応事象に含まれない事象については、事業審査委員会において都度判断する。

	対応事象	実施フェーズ			
		出動	初動・即応案件		緊急・継続案件
			初動調査	初動事業	
災害支援	国内災害被災者支援	代表理事2名と事務局長、国内災害対応を所管する部長計4名のうち2名の承認をもって決定 メール審議（電話確認も可）	事業審査委員会 メール審議 （電話確認も可）	事業審査委員会 メール審議	事業検討専門家グループ 事業審査委員会
災害支援	地震被災者支援	代表理事2名と事務局長、外務省国際協力局 NGO 推進協力室室長、海外災害対応を所管する部長計5名のうち3名の承認をもって決定 メール審議（電話	事業審査委員会 メール審議 （電話確認も可）	事業審査委員会 メール審議	事業検討専門家グループ 事業審査委員会
	台風被災者支援				
	洪水被災者支援				
	干ばつ被災者支援				
人道支援	紛争被災者支援 （Rapid-onset : 突発的な被害が見込まれる場合）				

	難民・帰還民支援 (Slow-onset:時間 を経て被害が拡大 する場合)	確認も可)			
複 数 年	複数年で対応する 人道危機	(プログラム 開始) 常任委員会	事業審査委員会	事業検討専門家グループ 事業審査委員会	

2 審議方法は常任委員会または事業審査委員会により、変更される場合がある。

(事業の承認)

第4条 事業審査委員会における事業申請の審議において、承認の条件が附された場合は、条件履行をもって承認される。

2 事業審査委員会において政府支援金による支援事業の承認を受けた場合には、別途、財源提供者である外務省からの承認を受けなければならない。外務省からの承認をもって事業承認とする。

3 以下の体制における初動調査計画は、事務局長が代理承認を行うことができる。ただし、政府支援金を充当する場合は、外務省の承認を得なければならない。

- ・ 執行体制：国際スタッフまたは派遣スタッフ 3 人以下
- ・ 期間：14 日間以内
- ・ 申請額：原則として、300 万円以下

附則

1. この細則は、2011 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2011 年 6 月 1 日より施行する。これに伴い、要領 3「申請要領」及び附則 3「初動対応事業の申請」(2007 年度第 9 回常任委員会にて確認)は廃止される。
2. この細則は、2012 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2013 年 4 月 1 日より施行する。
3. この細則は、2013 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2014 年 4 月 1 日より施行する。
4. この細則は、2016 年度第 13 回常任委員会の議決により改正し、2014 年 3 月 17 日より施行する。
5. この細則は、常任委員会の議決(メール審議 639)により改正し、2019 年 12 月 19 日より施行する。
6. この細則は、2020 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 2 月 1 日より施行する。
7. この細則は、2021 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2022 年 4 月 1 日より施行する。
8. この細則は、常任委員会メール審議 652 議決により制定し、2023 年 6 月 20 日より施行する。
9. この細則は、2023 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2023 年 7 月 21 日より施行する。
10. この細則は、2024 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2024 年 5 月 17 日より施行する。
11. この細則は、2025 年度第 1 回常任委員会の議決により改正し、2025 年 5 月 23 日より施行する。